

問 I - 8 - ② (現在の主務官庁との関係)

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって、定款の変更の案や移行の手続、申請書類等について現在の主務官庁が指導・指示を行うのでしょうか。

答

- 1 現在の公益法人の主務官庁は、平成 20 年 12 月 1 日以降旧主務官庁として引き続き特例民法法人の指導・監督を行うこととなります(整備法第 95 条、第 96 条)。
- 2 しかし、特例民法法人が新制度の法人に移行するための認定・認可の申請に当たって行う定款の変更については、旧主務官庁の許可を要しないこととされています(整備法第 102 条、第 118 条)。また、申請書類について、旧主務官庁を経由して行う等の規定は置かれていません。
- 3 したがって、法的には、定款の変更の案や移行の手続、申請書類等については、現在の主務官庁が指導・指示を行うことにはなりません。新制度の法人に移行した後も、法人が行う事業について旧主務官庁との関係が継続するケースが多いと考えられること、移行認定・認可に当たって旧主務官庁の意見を聴く場合がある(整備法第 104 条第 2 項(旧主務官庁の監督上の命令への違反の有無等)、第 120 条第 4 項(公益目的支出計画が適正で確実に実施されるかどうかの確認等))ことから、旧主務官庁と必要に応じて相談しつつ移行の手続を進めていくことが必要だと考えます。

(参照条文)

整備法第 95 条 特例民法法人の業務の監督(設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

整備法第 96 条 前条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関(以下この節において「旧主務官庁」という。)は、特例民法法人がその目的以外の事業をし、若しくは設立の許可若しくは旧民法施行法第 19 条第 2 項の認可を受けた条件若しくは旧主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合又は特例民法法人が移行期間の満了の日までに第 109 条第 1 項の規定により第 44 条の認定を取り消された場合若しくは第 131 条第 1 項の規定若しくは同条第 2 項において読

み替えて準用する第 109 条第 1 項の規定により第 45 条の認可を取り消された場合において、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 旧主務官庁は、特例民法法人が前項の規定による命令に違反した場合又は当該命令をしてもその改善を期待することができないことが明らかな場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないときは、当該特例民法法人の解散を命ずることができる。特例民法法人が正当な理由がないのに引き続き 3 年（施行日前の期間を含む。）以上その事業を休止したときも、同様とする。

3・4 （略）

整備法第 102 条 第 44 条の認定を受けようとする特例民法法人が第 106 条第 1 項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第 118 条 第 102 条の規定は、第 45 条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第 102 条中「第 106 条第 1 項」とあるのは「第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第 100 条各号」とあるのは「第 117 条各号」と読み替えるものとする。

整備法第 104 条第 2 項 行政庁は、第 44 条の認定をしようとするときは、第 101 条第 1 項において準用する公益法人認定法第 6 条第 3 号の規定及び第 101 条第 2 項に規定する事由の有無について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

整備法第 120 条第 4 項 行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第 117 条第 2 号に掲げる基準に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。